

岐阜県公報

第 百 四 十 一 号
令 和 二 年 十 月 二 日
(金曜日)

目 次

告 示

○土地収用法に基づく収用又は使用の手続の開始

(用 地 課) 四九三^{ペイジ}

公 示

○県営土地改良事業計画の決定

(農 地 整 備 課) 四九四

告 示

岐阜県告示第三百九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和二年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道百五十八号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」・岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ケ洞地内から同町町方字城ケ屋敷地内まで、同町新張字宮ノ上地内から同町新張字林ノ下地内まで及び同町新張字ホウシヨ地内から同市松本町地内まで）及びこれに伴う附帯工事

三 手続が開始される土地

ア 収用の手続が開始される土地

岐阜県高山市丹生川町町方字城ケ屋敷地内

イ 使用の手続が開始される土地

岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ケ洞及び字大ユケ洞並びに町方字大神子洞、字城ケ屋敷及び字小神子ケ洞地内

四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所
高山市役所

公 示

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
浮 沼 地 区	恵 那 市 役 所	同令和二・二〇〇・三〇から

令和二年十月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社